

さいたま市福祉まるごと相談支援員募集要項

1 募集職種

福祉まるごと相談支援員

2 職務内容

- (1) 自立相談支援事業等に従事する相談支援員として行う次に掲げる業務
 - ア 支援対象者に係る次に掲げる相談の受付
 - (ア) 本人の来所又は電話による相談の受付
 - (イ) 関係部署又は関係機関からの紹介による相談の受付
 - (ウ) 本人の元への訪問による相談の受付
 - イ 相談内容に応じた必要な支援のコーディネート（他制度の情報提供、他機関へのつなぎ等）
 - ウ 自立相談支援事業に係る継続的な支援が必要な支援対象者への対応
 - (ア) 利用申込の受付
 - (イ) 支援対象者のアセスメント（本人が置かれている状況及び環境並びに生活困窮に陥った背景及び要因を分析し、その中で対応すべき課題を適切に捉えて解決の方法を見定めることをいう。以下同じ。）
 - (ウ) アセスメントの結果に基づいたプラン（本人が目指す目標、目標実現のために本人が取り組むこと、支援内容等について、支援計画としてまとめたものをいう。以下同じ。）の作成
 - (エ) 支援調整会議（関係機関が参加し、プランの適切性の協議等を行う会議をいう。）への参加
 - (オ) モニタリング（プランを作成した支援対象者の状態及び当該支援対象者に対する支援の提供状況を定期的又は随時に確認することをいう。）
 - (カ) プランの評価及び再プランの作成
 - エ 支援会議（関係機関が参加し、支援対象者に係る情報共有等を行う会議をいう。）への参加
 - オ 支援対象者のために行う次に掲げるサービスの提供
 - (ア) 来所若しくは訪問又は電話による本人の課題解決に向けた相談及び支援
 - (イ) 支援対象者に対して行われる様々な支援機関・支援者による支援の調整
 - (ウ) 必要なサービスを適切に受け取ることができるようにするための関係機関への同行又は制度利用手続の支援
 - カ アからオまでの業務に係る書類の作成及び管理
- (2) 法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給に関する次に掲げる業務
 - ア 面接及び相談
 - イ 申請の受付並びに関係書類の受理及び交付
 - ウ 申請に係る関係機関との連絡調整

- エ 支給決定に関する審査
 - オ 受給者と定期的に面接を行い、就職活動に関する報告を受けること。
 - カ アからオまでの業務に係る書類の作成及び管理
- (3) その他所属長の指示する業務

3 身分

地方公務員法第22条の2第1項に規定する非常勤一般職（会計年度任用職員）

4 採用日

令和6年6月1日

採用後、1月間は条件付採用期間となります。

（勤務日数が15日に満たないときは、15日に達するまで期間を延長します。）

5 任用期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

※ 同一の職務内容の職が設置された場合の再度の任用予定あり（再度の任用は、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断します。）

6 勤務場所

さいたま市桜区役所健康福祉部福祉課

（〒338-8586 さいたま市桜区道場4丁目3番1号）

7 勤務条件

- (1) 勤務日 ・週4日（月曜日から金曜日までの範囲内で、所属長が定めます。）
- (2) 勤務時間、休憩時間、所定時間外労働の有無
 - ・午前9時から午後5時まで
 - ・休憩時間60分
 - ・原則として所定時間外労働なし
- (3) 勤務を要しない日
 - ・毎週土・日曜日、国民の祝日、1月2日、1月3日、12月29日から31日まで
 - ・週1日（月曜日から金曜日までの範囲内で、所属長が定めます。）
- (4) 休暇
 - ・年次有給休暇 7日
 - ・その他の休暇 有給（結婚、忌引、出産休暇等）
無給（病気休暇、出産休暇、介護休暇等）
- (5) 報酬 ・時給1,310円（地域手当に相当する報酬を含む。）
- (6) 費用弁償 ・通勤及び出張に係る交通費相当分について、規則の範囲内で、交

通機関利用分、交通用具利用分をそれぞれ支給

- (7) 報酬締切日及び支払日 ・ 毎月 21 日までに前月分を支給
- (8) 期末手当及び勤勉手当 ・ あり
- (9) 退職手当 ・ なし
- (10) 社会保険の加入等
 - ・ 厚生年金 有
 - ・ 健康保険 有
 - ・ 雇用保険の適用 有
 - ・ 災害補償 有（条例適用）

8 募集対象、資格

次の(1)、(2)の全ての要件を満たす者

(1) 次のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 次のいずれかの資格・要件に該当する人

- ア 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、看護師等の資格を有する者又は採用日までに取得見込みの人
- イ 福祉分野における相談援助の実務経験を有する人

9 募集人員

1名

10 募集期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月7日（火）まで

「履歴書（福祉まるごと相談支援員）」に記入の上、申込先に郵送又は直接持参してください。なお、郵送の場合は令和6年5月7日（火）の消印まで有効となります。

11 選考方法

書類選考の上、面接試験を実施します。

面接試験を行う場合には、日時及び会場を別途通知します。

なお、応募書類につきましては、返却いたしませんので、予め御了承ください。（当方で

責任を持って廃棄いたします。)

12 合否通知

書類選考及び面接試験後、7日以内に合否通知をお送りいたします。

13 問合せ及び申込先

〒338-8586 さいたま市桜区道場4丁目3番1号

さいたま市桜区役所 福祉課

電 話 048-856-6163

FAX 048-856-6272